

目次

凡例	ix
第一章 総則	
第一条(目的)	1
第二条(定義)	4
第二章 再生医療等の提供	
第一節 再生医療等提供基準	
第三条	40
第二節 再生医療等の提供の開始、変更及び中止の手續	
第一款 通則	
第四条(再生医療等提供計画の提出)	93
第五条(再生医療等提供計画の変更)	105
第六条(再生医療等の提供の中止)	110
第二款 第一種再生医療等の提供に関する特則	
第七条(第一種再生医療等提供計画に記載される認定再生医療等委員会の要件)	113
第八条(第一種再生医療等提供計画の変更命令等)	115
第九条(第一種再生医療等の提供の制限)	118
第十条(準用)	119
第三款 第二種再生医療等の提供に関する特則	
第十一条	122
第三節 再生医療等の適正な提供に関する措置	
第十二条(特定細胞加工物等の製造の委託)	123
第十三条(再生医療等提供計画の確認)	125
第十四条(再生医療等に関する説明及び同意)	127
第十五条(再生医療等に関する個人情報保護)	130
第十六条(再生医療等に関する記録及び保存)	133
第十七条(認定再生医療等委員会への疾病等の報告)	139
第十八条(厚生労働大臣への疾病等の報告)	143
第十九条(厚生科学審議会への報告)	145
第二十条(認定再生医療等委員会への定期報告)	147

第二十一条(厚生労働大臣への定期報告)	150
第二十二条(緊急命令)	153
第二十三条(改善命令等)	155
第二十四条(立入検査等)	159
第二十五条(厚生労働省令への委任)	164

第三章 認定再生医療等委員会

第二十六条(再生医療等委員会の認定)	165
第二十七条(変更の認定等)	194
第二十八条(認定の有効期間等)	200
第二十九条(秘密保持義務)	205
第三十条(認定再生医療等委員会の廃止)	206
第三十一条(立入検査等)	208
第三十二条(適合命令及び改善命令)	210
第三十三条(認定の取消し)	212
第三十四条(厚生労働省令への委任)	214

第四章 特定細胞加工物等の製造

第三十五条(特定細胞加工物等の製造の許可)	226
第三十六条(許可の更新)	235
第三十七条(変更の届出)	238
第三十八条(機構による調査の実施)	240
第三十九条(外国における特定細胞加工物等の製造の認定)	245
第四十条(特定細胞加工物等の製造の届出)	251
第四十一条(廃止の届出)	257
第四十二条(構造設備の基準)	259
第四十三条(管理者の設置)	265
第四十四条(特定細胞加工物等製造事業者の遵守事項)	266
第四十五条(特定細胞加工物等の製造に関する記録及び保存)	290
第四十六条(厚生労働大臣への定期報告)	291
第四十七条(緊急命令)	292
第四十八条(改善命令等)	293
第四十九条(許可の取消し等)	296
第五十条(認定の取消し等)	298
第五十一条(停止命令)	303
第五十二条(立入検査等)	305
第五十三条(機構による立入検査等の実施)	308
第五十四条(厚生労働省令への委任)	310

第五章 雑則

第五十五条(厚生科学審議会の意見の聴取)	311
第五十六条(権限の委任)	313
第五十七条(手数料)	317
第五十八条(経過措置)	321

第六章 罰則

第五十九条	323
第六十条	325
第六十一条	327
第六十二条	328
第六十三条	330
第六十四条	331
索引	333